

吹田市役所本庁舎広告付き庁舎案内図設置業務仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

吹田市役所本庁舎広告付き庁舎案内図設置業務

(2) 設置場所

吹田市役所本庁舎中層棟1階及び低層棟1階（別紙3「レイアウト図」参照）

(3) 業務内容

中層棟1階及び低層棟1階に庁舎案内図を作成・設置する。

なお、民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 吹田市役所本庁舎広告付き庁舎案内図（以下、「案内図」という。）設置方法

① 案内図は以下により作成すること。

設置予定場所	設置物件	寸法（最大）	広告掲載面積
(ア) 中層棟1階 正面玄関ロビー	デジタルサイン型タッチパネル式庁舎案内図	高さ 2,000mm 幅 2,800mm 奥行 700mm	全体の1/3 以内とする。
(イ) 低層棟1階 西玄関壁面	電照式庁舎案内図	高さ 1,300mm 幅 2,900mm 奥行 80mm	全体の1/5 以内とする。

② (ア)は床面への据置または可動式とし、(イ)は壁面に設置する。いずれも庁舎施設に負担の少ない方法で設置し、地震等の際の転倒等に対する防止策を十分講ずること。なお、撤去の際には、原状復帰すること。

③ 周囲と調和のとれた色合いにすること。

④ 音声を発生する機材の設置は不可とする。

(5) 筐体

① メーカー標準仕様とする。

② (ア)のうち行き先案内部分は47インチ以上のタッチパネル式とし、全館案内図部分及び(イ)は電照式とし透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にインクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを挟み込む形と同程度以上の視認性および表現力を發揮すること。

③ 筐体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。

④ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。

またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにも対応すること。

(6) その他

- ① 製作・設置・移設・撤去（既設物件）に関する一切の費用を負担すること。
- ② 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。
- ③ 広告の掲載については、事前に見本を市の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ④ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、吹田市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑤ 「広告に関するお問い合わせは〇〇〇〇（取扱事業者名及び電話番号）」等の表示を施すこと。

2 支払い条件

本市の指定する方法により、指定する期日までに年間使用料及び電気使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しないこととする。

ただし、本市の責めに帰すべき理由で案内図を設置できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

- (1) 本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は吹田市広告掲載要領、吹田市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。